明治二十四年九月十七日　（逓信省認可）　本號八面

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり


## 山地中將の肖像附錄

過般讀者の投票多數により本紙の石版附錄と定りたる山地中將の肖像は彌々來る二十日の本紙に添へて讀者に配布すべし

當日の時事新報は臨時紙數を增刊するを以て印刷上多くの時間を要すれば同日の紙上に掲載する廣告は明十八日迄に本社へ申込みあるべし

## 時事新報

### 海外旅行を自由にす可し

近來我國人の海外に渡航する者次第に增加するに就き漸く世間に物議を生じたる其次第は渡航の男女悉皆正業者にあらずして或は破廉恥の貧書生もあり無賴の破落戸もあり博徒もあり盜賊もあり又言ふに忍びざる醜業を營む婦女子も少からずして隨分見苦しき樣なれば海外に旅行する我國上等社會の人々は親しく其狀況を目擊して一驚を喫し國に歸て人に遇ふ每に在外本邦人の不始末不體裁の樣子を話り此の如き事柄は我日本の面目にも關するなれば速に何とか方法を設けて弊風を改めざる可らずと熱心に議論する其最中に在外留學生の通信書及び領事館の報告書など續々到來して皆同一轍に弊風矯正の必要を痛論するが故にみは打棄て置く可きに非ずとて朝野騒ぎて騒ぎ立ち先づ差向きの策として斯る見苦しき者共をば其日本を蹈出さゝる前に早く差止るに若かずとの方針を定め現に外務省にて海外旅行を出願する者あるときは出願者の身分、旅行の目的等を嚴重に吟味して少しにても疑はしき廉を發見するときは容易に免狀を與へざるの內規を設け成丈け下等人民の外出を檢束するみとしはなれり然るに我輩は始より斯る姑息の方略に反對する者にして之を悅ばず若しも政府が徒に國體云々の說に醉ふて人民の運動を妨ぐるが如きあらば其結果は却て眞成の勞働者をして全く海外に移住するの機を得ざらしむるに至る可しと雖も我紙上に其次第を述べたるみども數年の經驗に海外旅行の件に干涉するみとの益なきを知て害あるを覺し自今は更に方針を改め成る丈け手を控へて自由に人民の旅行を許すみとに決したりとも云ふ我輩は偏に此議の眞あらんみとを願ふのみ抑も海外旅行を願出る者の身元等を取調べて漫に旅行免狀を下附せざるの精神は我日本の恥辱とある可き下品の男女は深く之を國內に隱藏して外人の眼に觸るゝみとあからしめ其代に國民中粹の粹たる最良の人物を海外に出して日本人の品格は凡そ斯の如きものなり此見本を見て一般を知れと云はゞ許りに自から誇りて以て我國の面目を世界に輝かさんとの趣意にてもあらんかなれども此の考案の無を亂せば全く一個の感情に過ぎずして決して國家の利害を考へて出したる說なりとは思はれず今の輩の說を聞て眞民のみを海外に出だし無賴者の類は悉く之を內國に閉鎖するみとを得たりとするも果して如何ある利益ある可き說西洋國人は海外に在留する少數の日本人が品行正しく實業に從事するを見て日本は君子國なり尊敬せざる可らずとて我國の威光に感服す可きや否や我輩は萬々其事あきを保證する者なり況んや實際に海外旅行者の身元を取調べて玉石を區別し玉を外に出して石を內に留むるが如き機械的の仕事は人力の及ぶ限りにあらざるに於てをや近年英米兩國にては他國より無賴貧漢の頻りに移住し來るを忌み大に之が防禦の手段を施し居る其際に一方に於て日耳曼、伊太利等の諸國にては色々手を盡して自國の貧民無賴漢を英國若くは米國等に送り付んとて盡力しつゝあるよし何とあれば赤貧の無賴漢を國中に置くは國の損なればあり然るに我日本に於ては之に反して官民共に力を盡し無賴漢を自國に留め置かんみとを務めて其謀に苦むとは實に我身に關する利害をも知らざる者の所爲と謂ふ可し是即ち我輩が海外旅行檢束策を目して數理に非ず感情に基きたるものと云ふ所以なり之を要するに今日我國の急務は大に國門を開て海外旅行を奬勵するに在るのみ彼の旅行免狀附與の手續なども大に簡略にして唯一通りの儀式に存し置き誰れ彼れを問はず需に應じて容易に之を渡し又彼の醜業婦女の渡航の如きも人間社會に避く可らざる弊事と見做して大目に看過し唯時々目に餘る程の不都合を制する位にして然る可し若し左もなくして惡を惡むみとを甚ざしく強ひて之を制止せんとしたらば其目的は達するみと能はずして却て圖らざる邊に新弊害を生ずるみとある可し經世家の當さに注意す可き所なり

### 官報

○司法省令第九號

地方裁判所甲號支部ニ於テハ自今刑事第二審ノ事務取扱ヲ廢止ス

明治二十四年九月十六日

司法大臣子爵田中不二麻呂

○逓信省告示第二百六號

遠江國堀東郡堀之內鐵道停車場電信取扱所ニ於テ來ル十月一日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆電報取扱ヲ開始ス

但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及歐文電報ハ取扱フヘカラス

明治二十四年九月十六日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

一逓信取扱時限ハ一般郵便電信取扱時限ニ同シ

一取扱所ヨリ十八町內ニ寄タル電報ハ直配送フナス

一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ

○警視廳告示第九號

警廳ニ於テ鳥銃獵免狀ヲ受タル者ハ獵期滿限ノ翌日ヨリ十日以內ニ其免狀ヲ警廳ニ返納スヘシ

但從來免狀附與ノ際別ニ下附セシ免狀返納期限ヲ記入セタル指令書ハ自今之ヲ廢ス

明治二十四年九月十六日

警視總監園田安賢

### 雜報

○巡査の俸給を國庫支拂に移すの說　警部等の所に聽

置する巡査の職務は行政司法の兩警察を掌どるものあれば國法を執行し國交を保持するには直接の關係を有するにも拘はらず警察費は總て地方稅の負擔に屬するを以て府縣會は巡査の人員及び諸經費を勝手に增減する所よりして行政司法上不都合を生ずるみと少あからず曩に內務省より各府縣知事に對し市制を施行する地は人口五百人乃至千五百人に付き一人其他は千五百人乃至三千人に付き一人の割を以て巡査を配置す可しとの訓令を發したる事ある由あれども府縣會は固より斯る內訓に遵ふ義務あき者あれば思ふ存分に關決して人員及諸經費を增減するを以て各府縣に大なる差異を生じ或縣は人口二千人內外に付巡査一人を置くも或縣は三千六七百人に付き一人の割に配置する所ありて過不及あるより實際不都合を生ずるみと少あからず去りとて之を救濟するの方は唯備に知事に於て原案を施行するにわれども固より之れは容易に行ふ可きにあらざれば先づ大概の事は決議を儲可せざるを得ざるに依り甚だしく警察費を減せられたる府縣には何か少しく事の起るときは忽ち警察上に手の廻り兼る事ありて爲めに地方長民に不愍の災害を蒙らしむるとあるのみあらず勵もすれば社會の安寧秩序を妨害するに至らんとするの恐れあり斯る危險を救濟するは實に國家の義務なれば速に其方策を立てざる可らず且凡そ行政司法兩警察に關する費用は即ち國法執行費に屬するものあれば其性質上國庫の負擔す可きものあるに依り地方稅中の警察費を悉く國庫の支辨に移すみと能はざるも少くとも巡査の俸給丈けを國庫の支辨と爲し法令を以て巡査の定員を定め之を各府縣の人口に割合して平等に配置するときは始めて充分に警察事務を施行する事を得可しと雖も當局者中には既に數年以前より此說を唱道する者ありしが此頃に至り益々之を實行せん事を主張する六分の四各府縣は六分の一に當る金額を國庫より下渡すの制あるが當廿四年度に於る全國警察費の總額は金四百五十二萬七千四百九十三圓二十五錢五厘（內國庫下渡金九十二萬五千四百三十八圓九十五錢五厘）にして其內巡査の俸給に關する金額は二百二十八萬五千四圓あるが此俸給丈を國庫の支辨に移す事と爲すときは恰も地方稅と國庫支辨と正半數とあり今より地方稅の負擔を減ずると凡そ百二三十萬圓にて之れ丈け國庫金の支辨を增加する割合なりと今二十四年度の地方警察費に關する統計を掲ぐれば參考の爲に記載す可し

二十四年度地方稅警察費總額及巡査俸給額

一金四百四十五萬二百三十六圓六十二錢三厘

一金七萬七千二百五十六圓六十二錢八厘

合計金四百五十二萬七千四百九十三圓二十五錢一厘

內訳　警察費　警察費中巡査俸給費

金三百六十萬二千五十四圓二十九錢九厘　地方費

金九十二萬五千四百三十八圓九十五錢二厘　國庫下渡金

金二百二十八萬五千四圓　巡査俸給

但本年四月一日現人員二萬四千七百三十四人此月俸平均七圓六十九錢八厘五毛

○藥劑師の決心　過般來三府三十餘縣の藥業者各一二名宛の總代を撰出し大坂に於て同業者の大會を開きたるも由は兼て本紙上に記載せしがその主要とする所は醫藥分業を一日も早く實施せんみとを本年の帝國議會に於て之を請願せんとするに在りて若し帝國議會に於て之を容れざるときは多年指堀鬼鬼且つ少からざる金員を消費して得たる藥劑師免狀もず効を呈せざるを以て斷然該府に返還せん決心にて獨逸議會への請願書は昨今速印刷の進中なりと云ふ

○米國の大學者歿す　北米合衆國にて其名を知られたるラッセル　ロー二日ボストン府に病死したり氏はハーバード大學に入校し十九歳の時業を卒けたれ共生來文學を好みて文學上の諸雜誌の主筆となり奴隷論の盛ありし時分の內命を受けたれ共之を辭し同七年公使に任せられ三年を經て英國駐在勤中大に英國人民の人望を得たりと

○第一聯隊の出師準備　本月七日より聯隊にて出師準備をなしたるは近來其模樣の概略を記さんに去る七日第一聯隊長は一同打揃ひ第一聯隊へ出張し國と隙を生じ宜職を布告せられたり右は一般の方略を定めたるものにて の布告に付動員の命令を受けたるも門より同聯隊に傳達し又大隊區司令部を受くると同時に豫備兵召集の命令は戰時の兵員（一中隊二百人平時は百各兵營の營舍は屋外へ出し各兵卒の戰時用の物品と交換し彈藥武器は受取り第一着出師の準備を終りたび命令を發したり、聯隊は出師準備の發すべしとの旨を達し在營の兵員を移し新兵、弱兵を以て補充とし二兩隊に合し全く出師の準備整頓せ規律に依て同準備上に優劣を試みた刻解除の命令を發したるよしあり

○憲兵屯所の移轉　宮城憲兵第一管區月八日仙臺市石燒町五十二番地へ移轉區飯ノ川村屯所は飯ノ川村字松野谷七

○一に外商の手裏にあり　外國貿易の商の手裏にあるみとは今更ら云ふ迄絲の如き重要品さへ斯くも外商の壟斷と思へば實に寒心の外あしとて其道に る處を開くに昨年より本年に掛け絲價輸出多かりしは昨年の十一月及び本年一月は五千餘梱、二月は實に一萬二千に外國市場の日本絲相行の模樣を見る の尤も安く尤も賣行の多かりし翌月み尤も多く而も價格中々に高かりし事實地外商の數僅か三十名計に過ぎざれは 遂に至らずとも大抵は相互の牽引 に付云ひ合したる如く充分に日本商人 幣の極を見計らひ一時に多數の買入れ 自然に騰貴せざるを得ず然し外商は既 入れたれば只其騰貴の名のみを口實と 騰貴の傾きありと電報し一層の高直を 込まんとの念を機屋に催ほさしめて安 を高直に賣付け雙方に於て巨利を占得 相を呈するものなるべし外商の手段 れども亦一方より考へれば横濱の貿易 實況を知らざる結果にして自業自得と あれば他を咎め深く自から減めて外 注意し緩れの盤斷後に對して充分の 要あるべし